

大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会規則

〔平成 19 年 7 月 26 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行等条例（令和 5 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 8 号）第 15 条の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総務企画課において行う。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 5 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。